

三重県男女共同参画センター
フレンテみえパートナーグループ登録制度 規則

(名称)

第1条 この制度の名称は「フレンテみえパートナーグループ登録制度」(以下、「パートナーグループ制度」という。)とし、本制度により登録された団体を「パートナーグループ」とする。

(目的)

第2条 この制度は、男女共同参画に関連した活動を行っている団体、および男女共同参画社会やその実現のための活動に賛同する団体への支援を行うことで、三重県内に男女共同参画の意識を根付かせ、また育むための一助とすることを目的とする。

(登録要件)

第3条 パートナーグループとして登録することができるものは、次の各号を全て満たし、かつ、団体及び関係者が信用し得るものであることとする。

- (1) 三重県内で活動する非営利の活動団体であること
- (2) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を主な目的とする団体でないこと
- (3) 男女共同参画の推進に賛同すること
- (4) 三重県男女共同参画センターの活動に協力すること
- (5) パートナーグループ制度のルールを遵守すること
- (6) 団体の人数が原則3名以上であること
- (7) 団体又は関係者が別表1に掲げるものでないこと
- (8) 団体又は関係者に対する訴訟が提起され、又は被害者団体が結成されているものでないこと
- (9) 宗教法人でないこと
- (10) 特に適当と認められる活動を行うものであること

(登録の手続き)

第4条 パートナーグループとして登録を希望する団体は、下記の提出書類を三重県男女共同参画センターへ提出するものとする。三重県男女共同参画センターは、審査の結果、適当と認める団体をパートナーグループとして登録することができる。

提出書類

- ・パートナーグループ登録申請書兼誓約書
- ・団体の概要や活動内容が分かる書類(例:パンフレット、年間活動報告等)
- ・団体規則、構成員名簿

但し、必要に応じて、会計収支報告書等、他の資料の提出を求める場合がある。

(支援)

第5条 三重県男女共同参画センターは、第2条の目的を達成するため、パートナーグループに対して、次の各号の支援を行うことができる。

- (1) 三重県男女共同参画センターからの情報の提供
- (2) 活動スペースの無料貸出
- (3) 三重県男女共同参画センターホームページでの活動紹介

- (4) パートナーグループの発行物、活動パネル等の情報コーナーへ配架・展示
- (5) ロッカー・メールボックスの貸出
- (6) 三重県男女共同参画センターが実施するイベントへの参画
- (7) その他、活動・イベント広報協力

(更新及び変更届の提出)

第6条 パートナーグループは、毎年度末までに活動報告と登録更新の希望の有無を三重県男女共同参画センターに提出をするものとする。三重県男女共同参画センターは、審査の結果、適当と認める場合は、当該団体について引き続きパートナーグループとして登録を継続することができる。

2 パートナーグループは、活動目的など団体の活動について重大な変更がある場合は、更新時期に関わらず、三重県男女共同参画センターにすみやかに変更届を提出するものとする。三重県男女共同参画センターは、審査の結果、適当と認める場合は、当該団体について引き続きパートナーグループとして登録を継続することができる。

(登録の取消し)

第7条 三重県男女共同参画センターは、パートナーグループが次の各号のいずれか一つ以上に該当すると認められる場合、パートナーグループとしての登録を取り消すことができる。

- (1) パートナーグループ制度の登録要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) パートナーグループから、自らの登録について辞退の申出があった場合
- (3) パートナーグループに、法令違反など社会通念上好ましくない行為があった場合
- (4) 申請に際し記入された事項について、虚偽の事実が発見されたとき
- (5) その他特に必要と認めるとき

※別表1 第3条関係

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合3 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資材等の購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合4 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。）5 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される場合には、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。） |
|--|

この規定は令和5年4月1日より施行する。

三重県男女共同参画センター「フレンテみえパートナーグループ登録制度」第5条にかかるパートナーグループへの支援内容の詳細は以下のとおりとする。

(情報の提供)

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループに対して主催事業や男女共同参画に関する各種情報を、郵送またはメールマガジンにより提供することができる。この場合において、パートナーグループは情報提供の有無および提供方法を選ぶことができるものとする。

ただし、三重県男女共同参画センターより各団体に回答を求める必要のある情報については、希望の有無を問わず発信するものとする。

(活動スペースの貸出)

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループから希望がある場合、適当と認められるものについては、下記のとおり活動スペースの貸出を無料で行うことができる。なお、貸出時間は午前9時から午後7時までの間とする。

活動スペースの予約は、先着順で、貸出日の3ヵ月前の月初のセンター開館日の午前9時から行うものとし、1度に予約できるのは3回までとする。ただし、三重県男女共同参画センターの主催事業日等には利用できない場合もある。室内での飲食は軽食・飲み物のみ許可する。ただし、活動スペースを利用したパートナーグループは、ごみは持ち帰ることとする。

(1) サークル室

定員は24名とする。

(2) チャットルーム

定員は大人と子どもの合計で15名程度とする。また大人のみの利用は原則不可。

(3) じゃぶじゃぶ池

夏季(7月1日～9月30日)のみ利用ができる。利用日の2日前までにチャットルームとセットで予約した場合のみ利用が可能。また利用前に「同意書」に署名をし、記載内容を遵守することとする。

(4) リサーチ室

男女共同参画に関する研究・勉強などの活動として利用する場合のみ利用できる。

定員は10名とする。

(5) 情報コーナーレクチャースペース

定員は8名とする。

(ホームページでの活動紹介)

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループから希望がある場合、適当と認められるものについては、三重県男女共同参画センターの運営するパートナーグループの紹介用のホームページへ情報を掲載することができる。掲載を希望するパートナーグループは、掲載を希望する内容を三重県男女共同参画センターへ提出することとする。ただし、掲載の有無、掲載期間および掲載内容は、三重県男女共同参画センターの判断によるものとする。

（発行物、活動パネル等の情報コーナーへ配架・展示）

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループからの希望がある場合、適当と認められるものについては、情報コーナーにパートナーグループの作成した発行物を配架することができる。ただし、印刷された状態で納品された場合のみ配架するものとし、配架の時期や場所は三重県男女共同参画センターの判断によるものとする。

また、配架したチラシは原則返却しないこととし、配架から一定期間を過ぎたものは三重県男女共同参画センターの判断により破棄することとする。

（ロッカー・メールボックスの貸出）

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループから希望がある場合、適当と認められるものについては、サークル室内に設置されているロッカー、メールボックス及びリサーチ室内に設置されているロッカーの貸出を行うことができる。なお貸出を希望するパートナーグループは、三重県男女共同参画センターに申し出るものとする。ただし、ロッカーやメールボックスの利用状況により貸出ができない場合もある。

また、ロッカーやメールボックスを利用する必要がなくなった場合およびフレンテみえパートナーグループ制度の登録を取り消された場合は、利用の停止を三重県男女共同参画センターに申し出、中に入れていた荷物を速やかに持ち帰ることとする。ロッカー、メールボックスの利用停止から1ヶ月経過しても荷物を持ち帰らない場合、三重県男女共同参画センターの判断で荷物を処分する。なお、ロッカーの鍵を貸与している場合は速やかに三重県男女共同参画センターに返却することとする。ロッカーの鍵を紛失した場合は、原則としてパートナーグループの実費負担とする。

（三重県男女共同参画センターが実施するイベントへの参画）

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループから希望がある場合、適当と認められるものについては、パートナーグループを「フレンテフェスタ」への参画、男女共同参画フォーラムへの出展、活動報告等をさせることができる。

（広報協力）

三重県男女共同参画センターは、パートナーグループから希望がある場合、適当と認められるものについては、三重県男女共同参画センターが行うチラシ発送時にパートナーグループが主催する活動等のチラシを同封することができる。

また、三重県男女共同参画センターは、パートナーグループから希望がある場合、適当と認められるものについては、パートナーグループが印刷物を大量に印刷する場合において、パートナーグループに三重県男女共同参画センターの輪転機を使用させることができる。ただし、用紙についてはパートナーグループが準備することとする。